

海外展開新市場チャレンジ補助金 事業募集のご案内

円安基調や水際対策の緩和等を受け、鳥取県内中小企業者が新たな国・地域で海外需要獲得に向けて取り組む事業を支援します。

■事業募集期間

令和4年12月23日（金）から令和5年3月15日（水）まで

※受付期間であっても、交付決定額が予算額に達した場合は受付期間を終了します。

■対象事業

円安基調や水際対策の緩和等を受け、県内中小企業者が外需獲得に向けて新たな国・地域で取り組む事業（新たな国・地域とは、令和3年以前に外需獲得に向けた取組等をしたことがない国・地域）

■対象者

鳥取県内に本社、主たる事業所を有する中小企業者（中小企業経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）

■対象経費

調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、現地販路開拓・調査委託費、感染症対策費、通訳・翻訳費、雑費等

■補助率等

補助率：3分の2 補助上限額：100万円

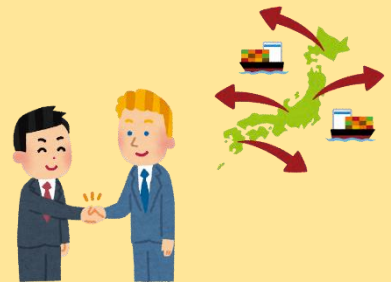
■事業実施期間

交付決定日から令和6年3月31日まで

■申請方法

県通商物流課のWEBサイトで「鳥取県海外展開新市場チャレンジ補助金交付要綱」をご確認の上、交付申請様式等をダウンロードし郵送又は持参により提出してください。

[通商物流課URL] <https://www.pref.tottori.lg.jp/308540.htm>



▲通商物流課WEBサイト

【申請先・問合せ先】

鳥取県商工労働部通商物流課（鳥取市東町一丁目220番地）

電話：0857-26-7660 ファクシミリ：0857-26-8117

電子メール：tsushou-buturyu@pref.tottori.lg.jp